

最高裁秘書第2783号

令和元年5月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2498号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年10月11日付け家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡「郵便回送嘱託及び郵便回送嘱託がされた成年被後見人に宛てた郵便物の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-01)
平成28年10月11日

高等裁判所民事首席書記官 殿
高等裁判所刑事首席書記官 殿
地方裁判所民事首席書記官 殿
地方裁判所刑事首席書記官 殿
家庭裁判所家事首席書記官 殿
家庭裁判所少年首席書記官 殿
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石井芳明
最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳聰

郵便回送嘱託及び郵便回送嘱託がされた成年被後見人に宛て
た郵便物の取扱いについて（事務連絡）

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が10月13日から施行されますが、同法による改正後の民法第860条の2第1項の規定による回送嘱託の申立てを認める場合において特段の留保なく回送嘱託を行うと、成年後見人から成年被後見人に対して差し出された郵便物等や、裁判所が成年被後見人に対して配達すべきと判断した裁判書謄本等についても、成年後見人に回送されることになります。

したがって、成年後見人への回送の対象から除外すべき郵便物等があると判断した場合には、これを審判に明示するとともに、その旨を信書の送達の事業を行う者に明確に伝える必要があります。

そこで、郵便回送嘱託及び回送嘱託がされる成年被後見人に宛てた郵便物の取扱

いについて、今般、日本郵便株式会社と協議を行い、事務指針を下記のとおりとしましたので、10月13日以降、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

- 1 裁判所が、改正後の民法第860条の2第1項の規定により、日本郵便株式会社に対し、成年被後見人に宛てた郵便物を成年後見人に配達すべき旨を嘱託する場合において、成年後見人から差し出されたもの又は裁判所から別段の指示があるものを成年後見人への回送の対象から除外するときは、同社に対し、その旨も通知する。
- 2 日本郵便株式会社に対して、裁判所から別段の指示がある郵便物については成年後見人への回送の対象から除外する旨の通知がされている場合において、裁判所から成年被後見人に宛てて差し出す郵便物のうち、成年後見人に回送することなく成年被後見人に対して配達すべきものについては、次の措置を施す。
 - (1) 郵便物の表面に「(嘱託回送不可)」と朱書きの上、差出人欄に「○○家庭裁判所家事部」と表示するなど、差出人が裁判所であることを明記する(別紙第1参照)。
 - (2) 特別送達郵便の場合においては、郵便送達報告書の受領者の押印又は署名欄の左端に「(嘱託回送不可)」と朱書きする(別紙第2参照)。

1 0 2 8 6 5 1



郵便一郎様

東京都千代田区隼町4番2号

特別送達

(嘱託回送不可)

バーコード

〒111-0000

東京都千代田区○町○番○号

○○家庭裁判所家事部

(別紙第2)

様式37 郵便送達報告書用紙 (内国郵便約款第132条関係)

郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送 年月日	平成 年 月 日	
事件 番号	平成 年 () 第 号			
送 達 書 類	書類の名称			
	差 出 人	所在地	郵便番号	
	名 称			
受送達者 本人氏名				
受領者の押印 又は署名	(嘱託回送不可)			
送達の場所	郵便番号			
送達年月日時	平成 □□年□□月□□日□□時			
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。		
	2	受送達者本人に会わなかつたので、書類の受領について相当のわきまえがあると認められる次の者に渡した。		
		ア 使用人・従業者	イ 同居者 (氏名:)	
		ア 受送達者本人	イ 使用人・従業者	ウ 同居者 (氏名:)
		営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまえがあると認められる次の者に渡した。		
	ア 使用人・従業者	イ 同居者 (氏名:)		
上記のとおり送達しました。				
配達担当者	平成 年 月 日			
郵便局			印	
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載 されていることを確認しました。			差出人記入欄	
郵便認証司	平成 年 月 日			
郵便局			印	

1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。

2 「送達の場所」欄は、市町村名から住居番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口において交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。

注 3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、枠内に右詰めで記入すること。また、時刻は24時間制で記入すること。

意 4 「送達方法」欄は、次により記入すること。

(1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字ひとつを「○」で囲む。

(2) 「2」、「3」又は「4」を「○」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「○」で囲み、その氏名を記入する。ただし、受送達者本人であるときは、その氏名を記入しない。

備考

- 「発送年月日」、「事件番号」及び「送達書類」欄は差出人において記入していただきます。
- この用紙の大きさは、縦19.5センチメートル以上23.5センチメートル以下、横9センチメートル以上12センチメートル以下とします。
- 必要に応じ上部にとじ込み分の余白を置いても差し支えありません。